

広島県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町今田字黄谷二一七四の二、二一七五の二、字深谷二一八五の二、二一八六の二、二一八八の三、二一八九の四、二一九一の三、二一九三の二、二一九九の二、二二〇〇の二、二二〇三の二、二二一八の二、二二一九の二、二二一九の三、二二二一の二、二二二一の二、二二二二の二、二二二三の二、二二二六の二、二二二七の二、二二四二の二、二二四三の二、二二五四の三、二二五五の三、二二五六の三、二二五七の二、二二六〇の二、二二六〇の四から二二六〇の六まで、二二六五の二、二二六五の三、字穴袋三二八四の二、三二八四の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため